

# 公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団介護福祉士等養成奨学金規程

## 第1章 総則

(奨学生の資格)

第1条 本財団の奨学生となるものは、介護福祉士等養成指定学校等に在学し、介護福祉士等の就職を志す者で、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類と奨学金の額及び交付期間)

第2条 奨学生に交付する奨学金の額は、次のとおりとする。なお、奨学金は返還義務のない交付方式とする。

奨学金 月額20,000円

2 前項の奨学金の交付期間は、奨学生に採用した時から、以下の期間とする。

介護福祉士………正規の最短修業年限の終期まで（但し、最長2年）

理学療法士………正規の最短修業年限の終期まで（但し、最長3年）

作業療法士………正規の最短修業年限の終期まで（但し、最長3年）

言語聴覚士………正規の最短就業年限の終期まで（但し、最長3年）

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第3条 奨学生志願者は、本財団あての奨学生願書に在学学校長の推薦書及び在学証明書を添付して提出するものとする。

(奨学生の採用)

第4条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長を経て、本人に通知する。

2 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から14日以内に誓約書を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第5条 奨学金は、年2回に分けて交付するものとする。

2 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第6条 奨学生は、毎年度末、学業成績書等を理事長あて提出しなければならない。

(異動届出)

第7条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年もしくは退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき

(3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の交付の中止及び廃止)

第8条 奨学生が次の各号に該当する場合には、奨学金の交付を中止もしくは廃止する。

(1) 退学したとき

(2) 停学処分を受けたとき

(3) 死亡したとき

(4) 成績が著しく不良のとき

(5) その他、奨学金交付の目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき

(奨学金の復活)

第9条 前条の規定により奨学金の交付を中止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の返還)

第10条 第9条の規定により、奨学金の交付を廃止すると決定された者は、直前に支給された6ヶ月分の奨学金のうち、交付廃止決定後の残余の期間に相当する奨学金を、決定の日から1ヶ月以内に返還しなければならない。

(奨学金の辞退)

第11条 学資の支弁が困難であるという事由がなくなった場合、奨学生はいつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

### 第3章 補 則

(実施細目)

第12条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(規程の変更)

第13条 この規程を変更しようとするときは、公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団常任役員会の定めるところによる。

付 則

平成 元年 7月 4日 施行

平成12年 4月 1日 改訂

平成16年 6月21日 改訂

平成22年 4月 1日 改訂

平成31年 2月27日 改定